

行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること  
(施策番号ⅩⅢ-1-1)

添付資料

# 社会保険・労働保険関係の オンライン申請の現状と今後

---

1. 行政手続のオンライン化等の状況について . . . . . 1
2. これまでのオンライン利用の促進に関する取組について . . . . . 2
3. e-Gov電子申請システムの現状について . . . . . 5
4. 今後の電子申請システムAPIの推進について . . . . . 7

# 平成27年度における行政手続オンライン化等の状況

平成28年12月22日 総務省 報道資料（抜粋）

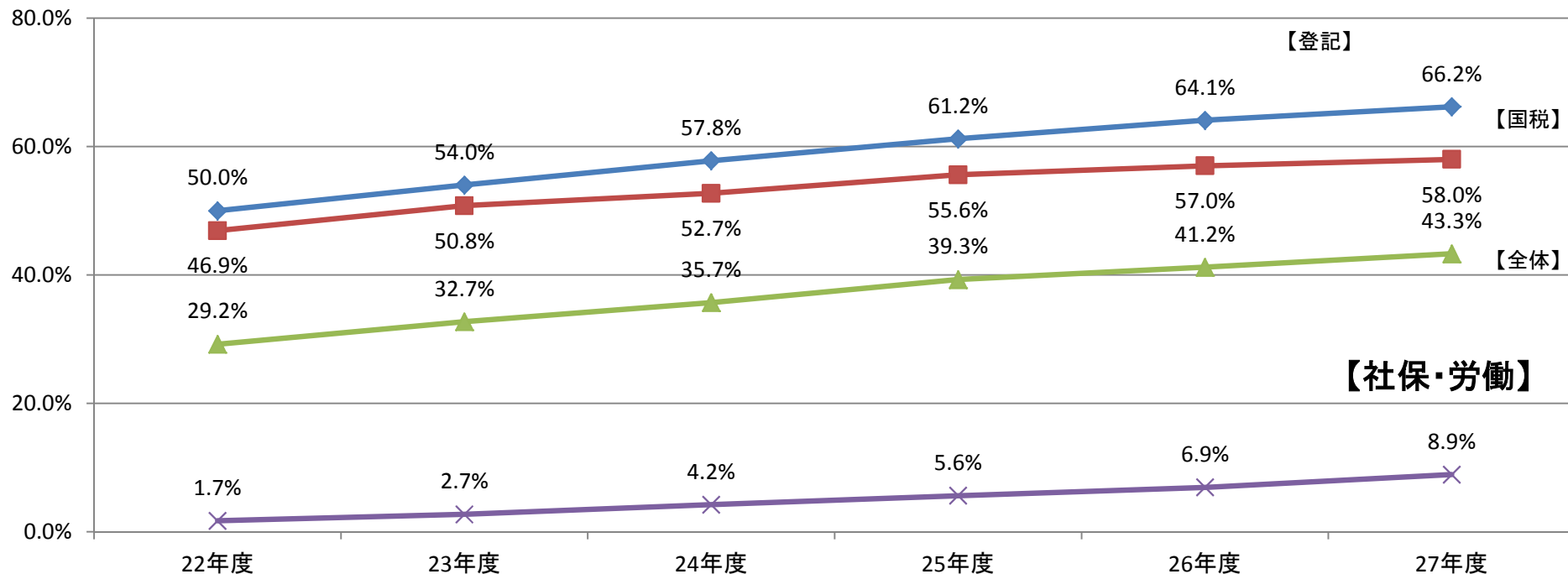
## 結果の概要

### ・国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の状況

- ① オンライン利用が可能な申請・届出等手続 2,645種類（前年度比24種類減）
- ② **オンライン利用率 47.3%**（前年度比1.9ポイント増）
- ③ **改善促進手続(注)におけるオンライン利用率 43.3%**（前年度比2.1ポイント増）

注）「改善促進手続」とは、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針(平成26年4月1日各府省CIO連絡会議決定)」において、国民や企業による利用頻度が高く、年間申請等件数が100万件以上の手続及び100万件未満であっても、主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続（登記、国税、社会保険・労働保険等の57手続）を選定し、行政手続のオンライン利用率のみならず、オンライン手続の利便性向上に向け、行政サービスと事務処理の改善に取り組んでいるものです。

分野別のオンライン利用率は、登記分野は66.2%(26年度64.1%)、国税分野は58.0%(26年度57.0%)、**社会保険・労働保険分野は8.9%**（26年度6.9%）等となっています。



# これまでのオンライン利用の促進に関する取組の概要

## ■ e-Japan戦略（平成13年1月 | T戦略本部決定）

「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする」。

### ● オンライン利用拡大行動計画（平成20年9月 | T戦略本部決定）

- ① これまでの取組を抜本的に見直し、利用頻度の高い71手続に重点化し、オンラインの利用促進策に集中的に取り組む。
- ② 利用率が極めて低調で改善の見込みがない手続については、システム停止を検討するなどメリハリの利いた対応を行う。

## ■ 新たな情報通信技術戦略（平成22年5月 | T戦略本部決定）

行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画をとりまとめる。

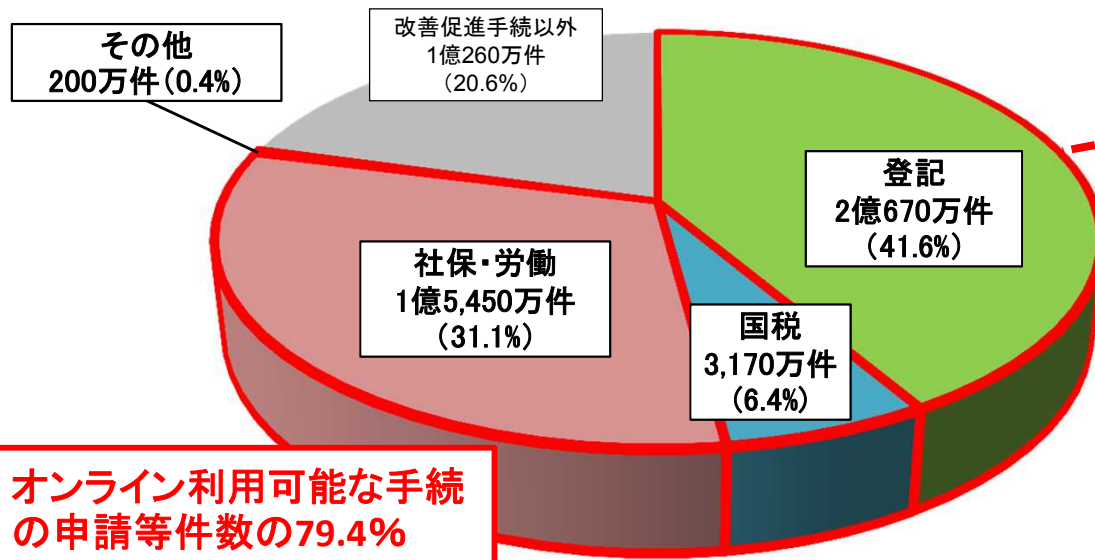
### ● 新たなオンライン利用に関する計画（平成23年8月 | T戦略本部決定）

- ① オンライン利用の範囲の更なる見直し
- ② 重点手続を中心に、サービスの品質向上に重点を置いたオンライン利用の改善
- ③ 重点手続を対象とした業務プロセス改革の推進【平成23年度～25年度】

## ■ 世界最先端 | T 国家創造宣言（平成25年6月 | T戦略本部決定）

### ● オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針（平成26年4月 各府省C | O連絡会議決定）

- ① 利用者の意見・要望の把握
- ② 新たに改善促進手続を選定し、利便性向上のための取組を計画的に行う



### <改善促進手続選定の考え方>

- ◆ 国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続
- ◆ 100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等

対象手続(57手続)の年間申請等件数:約3億9,490万件

分野別の改善促進手続数

登記	国税	労働社会保険・ 労働保険	自動車登録	その他
5	15	32	1	4

オンライン利用可能な手続の申請等件数の79.4%

オンライン利用が可能な全ての手続(約2,700手続)の年間申請等件数:4億9,750万件

(注)「平成26年度における行政手続オンライン化等の状況」より作成

# 厚生労働省におけるこれまでのオンライン利用の促進に関する取組

## ■ 平成14年9月

「e-Japan重点計画2002(平成14年6月 IT戦略本部決定)」に基づき、申請・届出手続(1,881手続)及び公示・閲覧等 申請・届出以外の行政手続(1,342手続)のオンライン化を決定

## ■ 平成15年3月

「e-Japan重点計画2002(平成14年6月 IT戦略本部決定)」に基づき、厚生労働省の手続一元的に受け付けるシステムとして、「汎用申請・届出等省内処理システム」の運用を開始

## ■ 平成20年2月

「汎用申請・届出等省内処理システム」と「電子政府の総合窓口(e-Gov)」を連携し、受付機能を統合

## ■ 平成20年9月

「オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月 IT戦略本部決定)」に基づき、①年間利用件数が100万件以上、②100万件未満でも企業等が反復・継続して行う手続を中心に、厚生労働省関係は21手続を重点手続に選定

## ■ 平成24年4月

「新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日 IT戦略本部決定)」に基づき、利用者の負担軽減、満足度の向上など利便性向上を図るため、「厚生労働省所管オンライン利用促進重点手続に関する業務プロセス改革計画」を策定

## ■ 平成26年10月

オンライン申請の利便性を高めるため、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」において、「外部連携API」の仕様を公開し、民間ソフトウェアの開発を促進

## ■ 平成27年2月

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、オンライン手続の利便性向上に向けた「厚生労働省改善取組計画」を平成27年2月25日に策定

# 社会保険・労働保険分野におけるオンライン利用促進の取組

## 手続きなどの簡素化

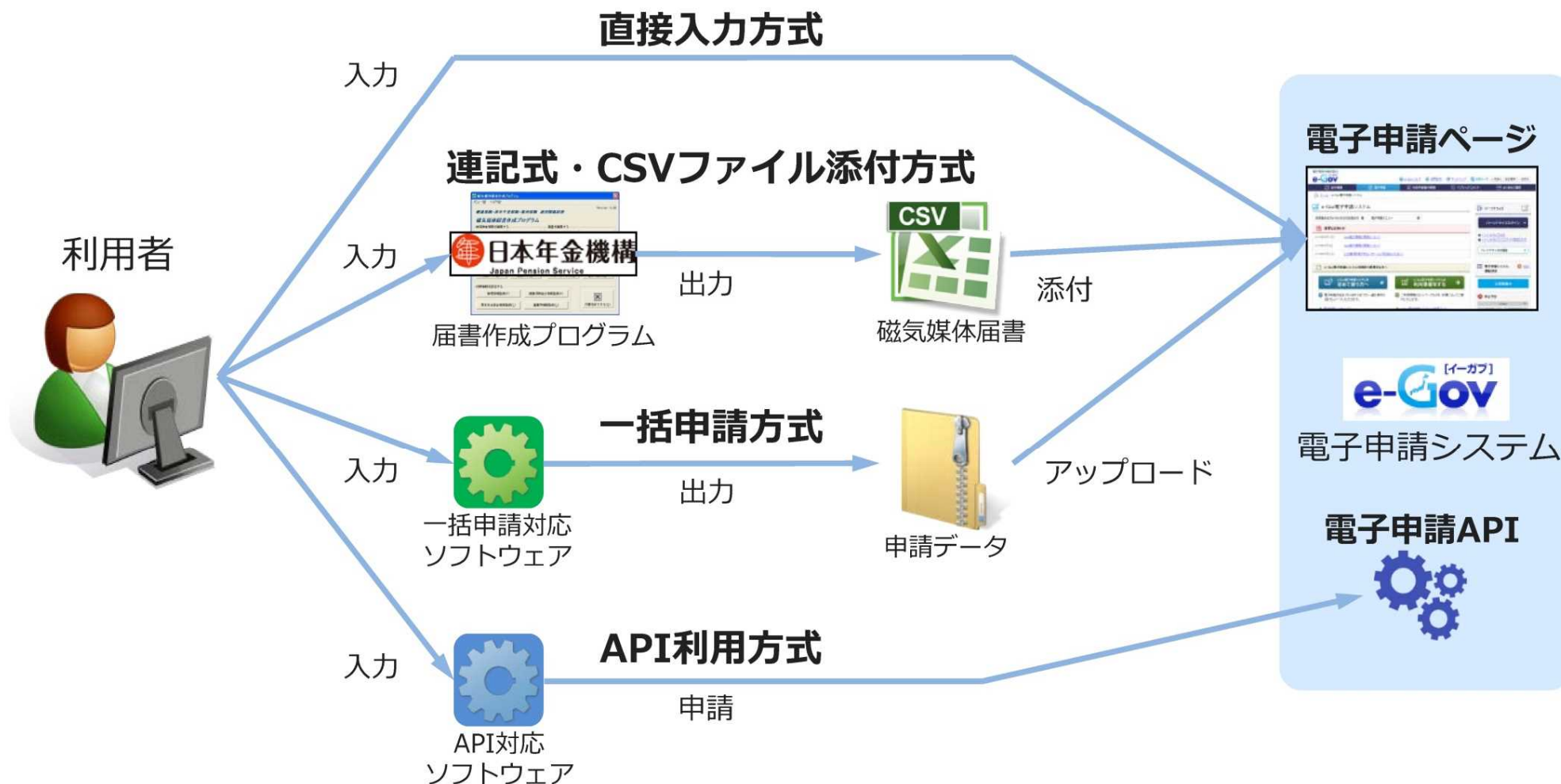
- 平成20年度末
  - ・社会保険労務士が代行申請を行う場合、提出代行 証明書を画像ファイル(JPEG)で添付することで、事業主の電子証明書を省略可能に
- 平成22年 6月
  - ・e-Govの一括申請等の機能により、労働基準監督署、職業安定所、年金事務所の手続きをワンストップで申請可能に
- 平成23年11月
  - ・「離職票」の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請による受付開始
- 平成24年10月
- 平成26年 7月
- 平成26年10月
  - ・オンライン申請の利便性を高めるため、外部連携 API仕様を公開し、民間ソフトウェアの開発を促進
- 平成26年12月
  - ・オンライン申請に関する記載要領について、申請時の留意点をわかりやすく記載し、スムーズな申請が可能となるよう見直しを行い、e-Govに掲載
- 平成27年 1月
  - ・法人事業主がオンライン申請を行う場合、事業主個人の公的個人認証サービス等を利用可能に
- 平成27年度～
  - ・APIを利用して申請可能なソフトウェアが一部販売開始。ベンダーとの協議会を設置し、活用促進のための情報共有を図る。

## 添付書類の簡素化

- ・雇用保険資格取得届について、添付書類を原則廃止
- ・ファイルサイズの上限を引き上げ (300KB→5MB)
- ・①添付ファイルの提出形式にPDFを追加
- ・②添付ファイルサイズの上限を引き上げ (5MB→99MB)
- ・③処理時間短縮のため、オンライン申請に係る業務プロセスの見直しを実施
- ・雇用保険被保険者転勤届や氏名変更届について、添付書類を原則廃止

# e-Gov 電子申請システムの現状について

e-Govのオンライン申請の方法には、現在、「**直接入力方式**」、「**連記式・CSVファイル添付方式**」、外部の事業者が開発したソフトウェア（有料）を利用した「**一括申請方式**」及び「**API利用方式**」の4種類があります。



利便性  
が高い

## 直接入力方式

先程、オンライン申請の流れにて紹介した最も基本的な方法です。  
e-Gov電子申請のWebページに申請情報を入力して**一件ずつ申請**を行います。

## 連記式・CSVファイル添付方式

日本年金機構が配布（無料）している届書作成プログラムを利用して、  
磁気媒体届書ファイルを作成し、e-Gov電子申請のWebページにて申請を行う  
際にその届書を添付ファイルとして設定します。  
一件の手続を行う際に、**複数人の対象者を一度に設定**することが可能です。

## 一括申請方式

外部の事業者が作成したソフトウェア（有料）を利用して、複数件の申請データを  
束ねた圧縮ファイルを作成し、e-Gov電子申請のWebページにアップロードをする  
ことで、**複数件の手続を一度に申請**可能とした機能です。

## API利用方式

外部の事業者が作成したソフトウェア（有料）を利用して。e-Gov電子申請の  
Webページを見ることなく、ソフトウェアから直接に申請が可能となる機能です。  
一括申請と同じく**複数件の手続を一度に申請**可能です。



# 今後のe-Gov電子申請システムAPIの推進について

外部連携API対応のソフトウェアを用いることにより、一括申請と同じ行政手続について、申請データの作成から、申請、公文書取得までの全ての機能をソフトウェア上から行えるようになります。

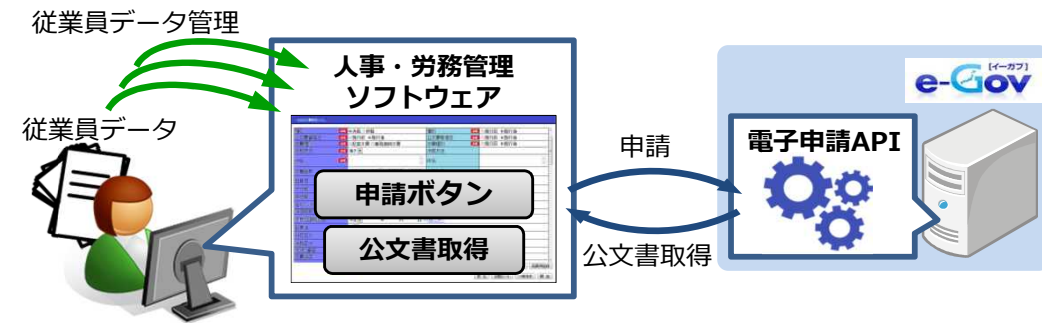
既存の電子申請では必要であったe-Gov電子申請のWebサイト上からの操作は不要となり、結果として、既存の電子申請方法と比較しても操作方法や進捗管理が簡便に行えるようになり、より効率的な申請・届出業務が行えるようになると考えられるので、積極的に利用の推進をしております。

## 既存のウェブサイトからの申請イメージ



- 大量の手続を行なう事業者は、社内データを管理する為に労務会計ソフトウェアを導入している事例が多い
- 労務会計ソフトウェアの入力とは別に申請時には同じような内容をe-Gov電子申請画面に入力する必要があり、二度手間。
- 大量・反復的な申請を行いたい場合、ブラウザ上から1件ずつ電子申請を行うのは煩雑。
- 申請した手続の審査状況の確認や公文書の取得にも、都度e-Govサイト上の操作が必要

## 外部連携APIを利用した申請イメージ



- 労務会計ソフトウェアを入力してあるデータをそのまま電子申請を行うことができる。
- 審査状況の確認や公文書の取得も労務会計ソフトウェア上からそのまま行える。
- 労務会計ソフトウェアとブラウザを 往復せずに済む。
- プログラムにて反復操作を組み込むことも可能な為、大量・反復的な申請を行う場合の手間の大幅な軽減が見込める。

e-GovのWebサイト上でも、API対応ソフトウェアの紹介を行っています。

[http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/api\\_software/index.html](http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/api_software/index.html)